

○武蔵野大学における懲戒処分公表基準

(平成25年 4月 1日)

改正 令和 2年 6月 1日 令和 3年 3月22日
令和 7年 4月 1日

1. 目的

武蔵野大学における懲戒処分事案を公表することにより、大学の透明性を確保するとともに教職員の服務並びに学生の本分に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2. 教職員に対する公示の対象とする懲戒処分事案

教職員に対し懲戒処分を行った事案で、公示の対象とするものは次のとおりとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分のうち、論旨退職または懲戒解雇である懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇である懲戒処分
- (3) 前号までに該当しない懲戒処分のうち、社会的影響が大きい重大な事案

3. 学生に対する公示の対象とする懲戒処分事案

学生に対し懲戒処分を行った事案で、公示の対象とするものは次のとおりとする。

- (1) 退学である懲戒処分
- (2) 前号に該当しない懲戒処分のうち、社会的影響が大きい重大な事案

4. 公表する内容

事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性に関する情報（教職員にあっては所属部署等、役職名等、学生にあっては所属学部学科等、年次等）を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすることがある。

5. 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合その他、公表することが適当でないと認められる場合は、2及び3にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しない。

6. 公表の時期

公表は懲戒処分を行った後、速やかに行うものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することができる。なお、重大な事案については、懲戒処分を行う前でも公表する場合がある。

7. 公表の方法

公表の方法は原則として学内掲示及び武蔵野大学ホームページへの掲載等により行い、公示の期間は1か月とする。なお、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については記者会見を行う。

8. 庶務

この基準に関する庶務は、人事課が行う。

9. 改廃

この基準の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（専務理事及び学院長並びに学内理事者会の廃止に伴う規程改正規程制定による改正）

この基準は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（常務理事会が制定、改正及び廃止する規程等に係わる規程改正規程制定による改正）

この基準は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（常務理事体制の見直し及び常務理事会の廃止に伴う規程改正規程制定による改正）

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。